

お客様各位

当組合のマネー・ローンダリング対策にかかる「お取引の制限」は次のとおりとなっております。

A T M等のお取引で「エラー」が発生した場合は窓口へお問い合わせ願います。

- 1 お取引目的と相違した不正使用を疑われるお取引を確認したお客さま
- 2 在留外国人のお客さまで在留期限の延長を申請せず在留期限を経過したお客さま

※1 2のお客さまに関する「お取引の制限」

当該口座について全てのご入金・ご出金を止める「入金禁止」のお取引の制限をとらせていただきます。

- 3 当組合ご登録のご住所に郵便物を発信したが届かないお客さま
(ご住所の変更について当組合へ変更のお届出を行っていないお客さま等)
- 4 犯罪収益移転防止法に定められた本人確認が終了していないお客さま
- 5 「国籍」「取引をする目的」「ご職業」等お客様の情報の確認についてご協力を得られないお客さま

※3 4 5のお客さまに関する「お取引の制限」

A T M・窓口でお支払い（自動振替等を除く）を止める「出金禁止」のお取引の制限をとらせていただきます。

なお、異常なお振込等（複数人から振込等）が確認された場合は、更に振込入金をとめる「振込入金禁止」の制限をとらせていただきます。

- 6 給与受取等を目的に新規に口座を開設されたお客さま

※6のお客さまに関する「お取引の制限」

給料等のお振込が確認できるまでの間、振込入金を止める「振込入金禁止」の制限をとらせていただきます。

- 7 5年間口座の動きのないお客さま

(5年間動きのない場合、その後ご入金・ご出金等で口座が動いた場合でもお取引は制限されます。)

※7のお客さまに関する「お取引の制限」

振込入金を止める「振込入金禁止」の制限をとらせていただき、お振込みの内容を確認後口座へご入金いたします。

- 8 70歳以上の個人のお客さま

- 9 個人事業主の方で過去1年間キャッシュカードによるA T Mを利用したお振込実績のないお客さま

※8 9のお客さまに関する「お取引の制限」

A T Mを利用した1日あたりの振込限度額を1, 000円に引き下げています。

令和7年4月1日
新潟大栄信用組合